

**改正**

平成19年3月30日規則第20号

平成20年3月31日規則第37号

平成24年3月30日規則第23号

平成25年1月30日規則第3号

平成25年3月29日規則第32号

平成26年12月26日規則第32号

平成27年3月31日規則第24号

平成28年7月20日規則第53号

平成28年12月28日規則第65号

平成29年12月25日規則第36号

平成30年3月31日規則第4号

呉市における法令遵守の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、呉市における法令遵守の推進に関する条例（平成18年呉市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則における用語の意義は、条例の例による。

2 条例第2条第8号イの「職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白な行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 市が行う許認可その他の行政処分又は請負その他の契約に関し、特定の法人若しくは個人のために有利な、又は不利な取扱いをするよう要求する行為
- (2) 入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の遂行を妨げる行為
- (3) 市が行う競争入札の参加資格を有する特定のものに関し、その経済的な面における社会的評価を失わせる行為又はその業務を妨害するおそれのある行為
- (4) 人事（職員の採用、昇任、降任又は転任をいう。）の公正を害する行為
- (5) 市が行おうとしている特定の法人又は個人に対する不利益処分に関し、正当な理由なく、当該不利益処分を行わないよう、又は当該不利益処分の内容を緩和するよう要求する行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、正当な理由なく特定の法人又は個人が有利な、又は不利な取扱いを受けるよう要求する行為

3 条例第2条第8号ウの「暴力的行為、どうかつ、威嚇、乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段等職員の公正な職務の遂行を妨げる行為」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 身体の一部や器具を使って、故意に相手を傷つけようとする行為又は相手に恐怖を感じさせ反論し得ない状況に追い込むほどの脅迫行為

(2) 正常な職務の遂行ができない程度のけん騷行為その他の職務を妨害する行為

(3) 正常な状態で面談することが困難であると職員が判断し、断ったにもかかわらず、脅迫的な言動などをもって面接を強要する行為

(4) 粗野な、又は乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為

(庁内体制整備)

**第3条** 本市における職員の職務に係る法令遵守及び倫理の保持（以下「コンプライアンス」という。）のための体制（以下「コンプライアンス体制」という。）の整備を推進するため、呉市コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副市長、上下水道事業管理者、教育長、消防長、会計管理者及び呉市事務分掌条例（平成4年呉市条例第4号）第1条に規定する部の長の職にある者をもって構成する。

3 委員会に会長を置き、市長が指名する副市長をもって充てる。

4 委員会の会議は、委員会の会長（以下「会長」という。）が招集し、その議長となる。

5 会長は、職員に対して、コンプライアンス体制の整備のために必要な助言を行い、又は措置を執るよう求めることができるものとする。

6 委員会は、庁内におけるコンプライアンスの意識の高揚及びコンプライアンス体制の整備の推進状況を常に把握しておかなければならない。

7 前項に定めるもののほか、委員会は、条例の目的を達成するために必要な事項について検討し、必要な場合には関係部局に対し事務処理方法の改善等を求めることができるものとする。

8 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(コンプライアンス推進管理者)

**第4条** コンプライアンス体制の整備の推進を管理する者として、コンプライアンス推進管理者を置く。

2 コンプライアンス推進管理者は、それぞれが監理監督する組織におけるコンプライアンス体制の整備について調整及び統括を行い、必要に応じて委員会にその実績等を報告するものとする。

3 コンプライアンス推進管理者は、それぞれが所管している事務について、現在抱えている問題、過去に経験した問題や対応方法等を常に的確に把握し、及び分析するとともに、職員の公正な職務の遂行が確保されるよう、組織的な対応のためのコンプライアンス体制の整備に努めなければならない。

(職員による提案)

**第5条** 職員は、コンプライアンスの意識の高揚及びコンプライアンス体制の整備のための意見を委員会に対し提出することができる。

(審査会の委員)

**第6条** 条例第5条第1項の呉市法令遵守審査会（以下「審査会」という。）の委員（以下「委員」という。）は、人格が高潔で法令に関し専門的知識を有する者であつて、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 学識経験者

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の委員長)

**第7条** 審査会の委員長（以下「委員長」という。）は、審査会を代表するとともに会務を総理し、審査会の会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の運営等)

**第8条** 条例第6条の規定により審査会が行う公益通報の調査は、当該通報の対象になっている者又は不当要求行為を行った疑いのある者に対しては、原則として意見陳述の機会を与えるなど慎重な手続により実施するものとする。

2 条例及びこの規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、審査会が別に定める。

(公益通報)

**第9条** 職員等は、条例第7条第1項の規定により公益通報を行う場合には、実名によるものであってもできる限り確実な資料に基づきこれを行うよう努めるものとする。

(公益通報の方法)

**第10条** 公益通報は、委員があらかじめ指定した場所へ公益通報書（別記様式第1号）を送付して

行うものとする。ただし、人の生命、身体、財産又は生活環境に重大な損害を与えるおそれがあると料するときは、市長、関係機関等に通報するなどの措置を執ることができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員があらかじめ前項本文に規定する方法以外の方法を指定したときは、その方法によることができる。

(公益通報に関する相談等)

**第11条** 職員等は、公益通報をしようとする内容について、委員に公益通報相談書（別記様式第2号）を提出することにより、あらかじめその意見を求めることができる。

2 条例第8条の規定は、前項の規定により職員等が委員に相談した場合について準用する。

(公益通報の受理事)

**第12条** 審査会は、委員が受け付けた公益通報を受理事したときは受理事した旨を、受理事しないときは受理事しない旨及びその理由を当該公益通報者（以下「通報者」という。）に対し遅滞なく通知しなければならない。

2 審査会は、公益通報を受理事したときは、調査の必要性を十分に検討し、委員をして調査を行わせる場合はその旨及び調査の着手の時期を、調査を行わせるない場合はその旨及び理由を通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、匿名の通報者又は前2項の規定による通知を希望しない通報者に対しては、当該通知は行わない。

4 審査会は、公益通報が次の各号のいずれかに該当する場合は、通報者に対して理由を説明し、これを受理事しないことができる。

(1) 公益通報が他人に損害を与える目的その他の不正な目的によるものであることが明らかな場合

(2) 公益通報に係る事実が違法でないこと又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるものでないことが明らかな場合

(3) 通報者に公益通報の内容について説明を求めても、当該公益通報に係る行為を行った者又は当該行為の内容を把握することができず調査ができない場合

(不利益取扱いの是正の申立て)

**第13条** 条例第8条第2項の規定による不利益取扱いの是正の申立ては、次に掲げる事項を書面に記載して、これを行わなければならない。

(1) 通報者の所属、補職名（補職名のない者にあつては、職名）、氏名及び住所その他の連絡先

- (2) 不利益な取扱いを受ける理由となった公益通報の内容及び当該公益通報を行った年月日
- (3) 不利益な取扱いの内容
- (4) 不利益な取扱いを行った者の所属、補職名及び氏名  
(特定要求行為等に対する職員の責務)

**第14条** 条例第11条の規定による特定要求行為の記録は、特定要求行為記録書（別記様式第3号）に記載してこれを行うものとする。

- 2 不当な要求により職員その他の者に切迫した危険があると思料される場合には、上司の指示又は職員自らの判断により、当該行為を行ったものに対して直ちに注意若しくは警告を発し、退去を命じ、若しくは排除を行い、又は警察への通報その他の必要な措置を講じるものとする。
- 3 職員は、不当要求行為であると思料される行為に対して相互に協力して対応しなければならない。

(職員の上司への報告)

**第15条** 条例第11条本文の規定により職員が行う上司への報告は、当該職員に対する監理監督権を有する者（報告を行う職員の直近の上位の職にある副市長、上下水道事業管理者、教育長、消防長、呉市事務組織規則（平成27年呉市規則第23号）に規定する部長等若しくは課長等又はこれらに準じる職にある者をいう。次条において同じ。）に対して行うものとする。

(特定要求行為に係る記録の提出)

**第16条** 条例第11条の規定による審査会への記録の提出は、前条の規定により報告を受けた監理監督権を有する者が行うものとする。

(文書の保存期間)

**第17条** 条例又はこの規則の規定により職員又は審査会が作成した文書の保存期間は、10年とする。

(公表の方法)

**第18条** 条例第10条第1項若しくは第4項、第13条後段又は第15条の規定により市長が行う公表は、呉市公告式条例（昭和25年呉市条例第32号）第4条に定める掲示場に掲示して行うほか、市政だより、市ホームページへの掲載等により行うものとする。

(庶務)

**第19条** 審査会及び委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

**第20条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第20号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、呉市における法令遵守の推進に関する条例施行規則の施行の日から施行する。

付 則（平成20年3月31日規則第37号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月30日規則第23号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年1月30日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日規則第32号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年12月26日規則第32号）

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日規則第24号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年7月20日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年12月28日規則第65号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

付 則（平成29年12月25日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年3月31日規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**別記様式第1号（第10条関係）**

年 月 日

具市法令遵守審査会委員 殿

公 益 通 報 書

氏 名	
所 属, 補 職 名 等	
連 絡 先 ・ 場 所	
違 法 行 為 等 の 事 実 の 内 容	
違法行為等の事実に関 係するものの所属, 補 職名及び氏名又は名称	
通報者の氏名を記載し ないときは, その理由	
その他特記事項	
審査会からの受理・結果通知等 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要	

備考 違法行為等の事実の内容の欄には, 当該事実に係る日時, 場所, 内容等について  
具体的に記載し, それを証する資料があれば添付すること。

別記様式第2号 (第11条関係)

年 月 日

具市法令遵守審査会委員 殿

公 益 通 報 相 談 書

氏 名	
所 属, 補 職 名 等	
連 絡 先 ・ 場 所	
違 法 行 為 等 の 事 実 の 内 容	
相 談 事 項 等	

備考 違法行為等の事実の内容の欄には、当該事実に係る日時、場所、内容等について具体的に記載し、それを証する資料があれば添付すること。

別記様式第3号（第14条関係）



特 定 要 求 行 為 記 録 書

所 属	部 (室)	課	係
所 属 長 名			
対 応 職 員 の 職 ・ 氏 名			
特 定 要 求 行 為 の あ っ た 日 時	年 月 日 から 時 分 から	年 月 日 まで 時 分 まで	
相 手 方 の 氏 名 又 は 名 称			
特 定 要 求 行 為 の 対 象 事 務			
特 定 要 求 行 為 の 概 要			
対 応 状 況			
その他特記事項   <p style="text-align: right;">法令遵守審査会の審査 <input type="checkbox"/>必要 <input type="checkbox"/>不要</p>			

備考

- 1 相手方の名刺がある場合はその写しを添付し、氏名等が不詳の場合は、相手方の氏名又は名称の欄に風ぼう等を記載すること。
- 2 特定要求行為の概要の欄には、当該行為について具体的に記載し、参考となる資料があれば添付すること。
- 3 この記録は、法令遵守審査会の審査が不要の場合も、総務部総務課に送付すること。